

市民の身近な施設を軒並み『公募』

指定管理者制度特集 その5

個々の施設の問題点が浮きぼりに

6月議会・総務委員会(7月1日) 中森辰一議員



総務委員会で中森辰一議員は、所管の各施設について指定管理者制度の導入をめぐる問題点を浮きぼりにし、同制度に関連するすべての条例改正案に反対しました。

まちづくり市民交流プラザ

現在、(財)広島市ひと・まちネットワークに管理委託 ⇒ 公募

市「基本的にこれまでの事業は継続する」

中森議員は、現在、(財)ひと・まちネットワークに管理委託している「まちづくり市民交流プラザ」について質問しました。

【質問】(指定管理者が徴収した利用料金を自らの収入とすることができる)利用料金制度の導入が考えられているが、利用料金の減免による減収分の補填はどうするのか。

【答弁】今までの実績をみて対応したい。

【質問】これまで、ひと・まちネットがやってきた自主事業は、同団体が指定管理者になれなければ断ち切られるのか。事業計画書には自主事業の企画も含まれるのか。

【答弁】基本的にこれまでの事業は継続する。ひと・まちネットしできない事業は、ひと・まちネットで別に実施してもらう。

【質問】応募者の資格要件は。

【答弁】建物の防火管理者以外の資格要件は考えていない。

中森議員は、ひと・まちネットが指定管理者になれなかった場合のプロパー職員(団体が独自に雇用した職員)の解雇の可能性について質問。市は、「(他施設への職員編入など)ひと・まちネット全体として対応したい。ひと・まちネットからは、指定管理者になれない場合でも解雇はないと聞いている」とし、市の責任で解雇を回避する考えは示しませんでした。

区民文化センター、文化創造センター、 国際青年会館、現代美術館

現在、(財)広島市文化財団に管理委託 ⇒ 公募

市「できる限り解雇しないよう努力する」

区民文化センター、文化創造センター、国際青年会館、現代美術館、映像文化ライブラリーは現在、(財)文化財団に管理委託していますが、市は営利企業も含めて「公募」する方針です。中森議員は、同財団がこれらの施設すべてで指定管理者になれなかった場合、市が派遣している職員の引き上げや他の施設への配置転換によってプロパー職員を解雇せずにすむの

かと質問。市は、「全体を調整し、できる限り解雇がないよう努力したい」と述べるにとどまりました。

また中森議員は、現代美術館について、「現在、学芸員が嘱託も含めて10人いる。文化財団が指定管理者になれなかった場合、学芸員の能力を生かせる処遇を考えているのか」と質問。市は「現在、文化財団も応募しようとしており、そこまで想定していない」と答えました。

総合屋内プール、スポーツセンター、運動場、 市営プール、体育館、クアハウス湯の山

現在、(財)広島市スポーツ協会に管理委託 ⇒ 公募

受託施設すべてが公募 指定外れたらプロパー職員の処遇深刻に

(財)広島市スポーツ協会が管理を受託している施設は、すべて「公募」となっています(総合屋内プール、各区のスポーツセンター、運動場、市営プール、体育館、クアハウス湯の山)。

中森議員は「受託している施設がすべて公募となっているスポーツ協会の場合、指定管理者になれなければプロパー職員の処遇がもっとも深刻な問題となる。職員を他団体に移すことも考える必要がありはしないか」と質問。



市は、「まず団体中の対応を考える。その次に、関係諸団体との調整も必要」と述べました。

中森議員は、「これらの施設は民間との競争が激しくなるが、安全管理が問われる施設なので、評価配点も重視するべきだ」と指摘。市は、「充分考慮して検討したい」と答えました。

国際会議場、留学生会館

現在、(財)広島平和文化センターに管理委託 ⇒ 公募

民間との激しい競争 解雇生じないように

中森議員は、(財)広島平和文化センターが管理を受託している国際会議場、留学生会館について、「貸し館だからスポーツ施設と同様、民間との激しい競争が予想される」と述べ、解雇が生じないように取り組むことを求めました。

女性福祉センター

現在、(社福)広島市社会福祉協議会に管理委託 ⇒ 公募

条例に基づいて福祉事業の実施を

社会福祉協議会に管理を委託している女性福祉センターの条例には、「女性及び母子家庭の福祉のための便宜を総合的に供与するため」に、生活相談や各種講座をおこなうことが定められています。

しかし審議のなかで市は、「同施設は基本的には貸し館で、条例が定める事業は実施していない。同施設を利用している地域女性連絡協議会や母子会が相談業務や各種講座を実施している」と答えました。

中森議員は、「条例がうたう母子家庭への事業の必要性が高まっているのに、何もやっていないということ。貸し館以外の役割はないと考えて公募にするのか」と追及。指定管理者の選定は条例を基に今後検討するとの当局の姿勢に対し、「当然、事業計画書も条例に基づいたものでなければならぬ」と強調しました。



総合防災センター

現在、(財)広島市都市整備公社に管理委託 ⇒ 公募

「とにかく公募する」との姿勢は問題

総合防災センターの管理を受託していた(財)広島市防災センターは今年3月末に解散。同センターの56人の職員全員が(財)広島市都市整備公社に移り、事業は今までどおり継続しています。

中森議員は、「公募したとしても、『防災に関する教育、指導及び相談』事業を担える団体が他に出てくるだろうか」と質問。市は、「消防職員経験者、自衛隊経験者、甲種防火管理者等、資格を持ち実務経験があるもの、相当の知識経験があると認められるものを雇用していることが条件と考えている。どこが公募に応じてくるかはわからない」と答えました。

中森議員は、「高い公共性が求められる施設なのに、とにかく公募してみようという姿勢は問題。都市整備公社が指定管理者にならなければ現職が任務にかかわれなくなるおそれもある」と指摘。市は、「講師については、これまで消防職員やOBなどがあっている。指定管理者と綿密な協議をしていきたい」と述べるにとどまりました。

平和記念資料館

現在、(財)広島平和文化センターに管理委託 ⇒ 非公募

期待される役割は益々大きくなっている

平和記念資料館は、現在、管理を委託している(財)平和文化センターが指定管理者となる「非公募」の施設。指定期間は他の施設と同様に4年で、市は、基本的には平和文化センターに継続して管理を任せたい考えです。

中森議員は、「資料館の入館者は目標を下回ってはいるが、期待される役割は益々大きくなっている。コスト優先では、その役割を発揮する上で支障が出るおそれがある」と指摘し、市の見解をたどりました。

市は、資料館の使命である被爆体験の継承を主眼に置き、スタッフの育成や入館者を増やすための展示、調査研究の充実にとりくむ考えを示しました。

石綿(アスベスト) 市独自の公害防止条例の制定を

党調査団 市内各所を駆けめぐる

石綿(アスベスト)による健康被害と不安が広がるなか、党市議団は連日、市内各所を調査。8月1日には、皆川けいし団長が辻つねお党県議、大植和子党県常任委員らと中区西白島町の県営長寿園アパートを調査しました。

党市議団は、同アパート3棟(1千戸)天井部に石綿が使われていることを14年前(1991年)に告発。被害防止策を求めてきましたが県は全室のアスベスト濃度調査もせず、先月15日の党市議団らの申し入れでようやく調査を約束しました。

同調査団は、1階駐車場の天井に吹き付けられたまま露出している石綿らしきものを見てまわり、居住者の協力を得て、押入れ天井裏の鉄骨に吹き付けられたものを採取しました。



県営長寿園アパート1階駐車場の天井を調査する(右から)皆川市議、辻県議、大植県常任委員=8月1日、広島市中区

条例制定もとめて党市議団が環境局と交渉

石綿が大量に輸入された1970年から1990年に建築された建物の解体工事が今後増加することを踏まえ、党市議団は8月2日、秋葉忠利市長あてに「石綿排出作業による大気汚染の防止条例」を制定するよう申し入れました。

皆川けいし団長は、市内5か所で採取した石綿と思われるサンプルを示し、「市民の不安を取り除くためにも市独自の公害防止条例の制定を」と要望。対応した市環境局の石原道雄局長は、「国の動きを見定めたい。(条例制定は)県と協議して研究したい」と答えました。

政令市では、札幌市と横浜市が「生活環境保全条例」で石綿使用建築物の解体工事について届出等を義務付けています。



条例制定を求めて市環境局と交渉する党市議団。(向こう側左から)皆川けいし、中森辰一、中原ひろみ、村上あつこの4市議=8月2日、広島市役所内